

札幌放送合唱団規約

第1条 名称

当合唱団（以下当団という）は札幌放送合唱団と称する。

第2条 事務局

当団の事務局は札幌市東区北9条東1丁目3-1-801 山口方山出睦子気付に置く。

第3条 目的

当団は、合唱音楽の研鑽を深めると共に、公演並びに放送を通じて広く地域社会の音楽文化の普及向上に資することを目的とする。

第4条 団員

1. (構成)

当団は混声合唱団として、ソプラノ、アルト、テノール、バスにより構成する。

2. (入団)

当団への入団を希望する者は、当団が実施するオーディションに合格しなければならない。オーディションの実施方法等については委員会が定める。

3. (団員の義務)

(1) 団員は定められた練習に出席し、演奏会および放送出演、外部公演等に参加しなければならない。

(2) 前号の出演に際し、練習回数が著しく不足している者の参加の可否については、委員会が協議して決定する。

(3) 団員は、第8条第2項に定める団費を毎月納入しなければならない。

(4) 団員は、その他当団が団員の義務として定めた事項に従うものとする。

4. (休団)

(1) 団員が止むを得ない事情により長期にわたり欠席する場合は、3箇月以上1年を限度として休団扱いとする。

(2) 休団しようとする団員は、予め文書による休団届けを代表に提出するものとする。

(3) 休団者の休団期間内の団費は、第8条第2項に定める額の3/10とする。

(4) その他休団者に関する義務等については委員会が定める。

5. (退団)

(1) 退団しようとする団員は、予め文書による退団届を代表に提出するものとする。

(2) 前項に定める休団期間が1年を超過しなお継続して欠席するものは、特別の事情のない限り、休団期間が満了した時点において退団したものとみなす。

(3) 当団は、団費を滞納するなど団員の義務に違反し、または当団の品位を著しく傷つける行為があった団員を除名することができる。

6. (再入団)

一旦退団した者が再入団しようとする場合は、第2項の手続きを経るものとする。

第5条 委員

1. (構成)

当団に次の委員を置く。

(1) 運営委員

代表、副代表、総務(2名)、会計、広報、各パート委員

(2) 演奏委員

コンサートマスター、サブコンサートマスター、各パートリーダー

(3) 会計監査

2. (任期)

委員の任期は1年とし、毎年1月から12月までとする。

3. (選出)

委員は毎年1月に選挙等による団員の総意により選出する。

4. (委員会)

(1) 委員会は運営委員および演奏委員により構成する。但し必要に応じ音楽監督および指揮者を加えることができる。

(2) 運営委員会は運営委員により構成し、当団の運営に必要な事項につき協議し決定する。

(3) 演奏委員会は演奏委員および代表、副代表により構成し、演奏曲目および出演者、客演指揮者その他演奏上必要な事項につき協議し決定する。必要に応じて音楽監督および指揮者を加えることができる。

(4) 各委員会は随時代表がこれを招集し、その議長となる。

第6条 指揮者

1. (指揮者等)

当団は音楽監督および指揮者を委嘱することができる。また、演奏上の功績が顕著な指揮者等に名誉指揮者の称号を贈ることができる。

2. (客演指揮者)

当団は客演指揮者を招聘することができる。

第7条 総会

1. (招集)

総会は当団の最高議決機関であり、毎年2月に代表がこれを招集する。但し代表が必要と認めた時は随時招集することができる。

2. (決議事項)

総会は次の事項を協議し、決議承認する。

(1) 予算および決算

(2) 事業計画

(3) その他

3. (定足数)

総会は団員（但し休団者を除く）の 2/3 以上の出席（委任状も含む）をもって成立するものとする。

4. (議長)

総会の議長はその都度団員の互選により定める。

5. (議決)

総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決定による。

第 8 条 会計

1. (運営費)

当団の運営費は、団費および公演の剰余金、録音等の出演料の一部、寄付金等をもってこれに充当する。

2. (団費)

団費は月額 3,000 円とする。但し特別の事情がある場合には、委員会の決定を経て減免することができる。

3. (会計年度)

当団の会計年度は 1 月 1 日より 12 月末日までとする。

4. (監査)

毎会計年度の決算は会計監査の監査を受け、総会の承認を得るものとする。

第 9 条 慶弔

1. 当団の団員および家族の慶弔に際し、慶弔金を贈る。

2. 慶弔の内容については別に委員会で定める。

第 10 条

規約の改正

この規約の改正は、総会において出席者の 2/3 以上の賛成を必要とする。

付則

本規約は昭和 61 年 1 月 16 日より施行する。

改正 平成 4 年 2 月 6 日

改正 平成 5 年 2 月 15 日

改正 平成 9 年 2 月 6 日

改正 平成 16 年 3 月 22 日

改正 平成 27 年 3 月 19 日